

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER
Oct.2023 vol.128

10月号

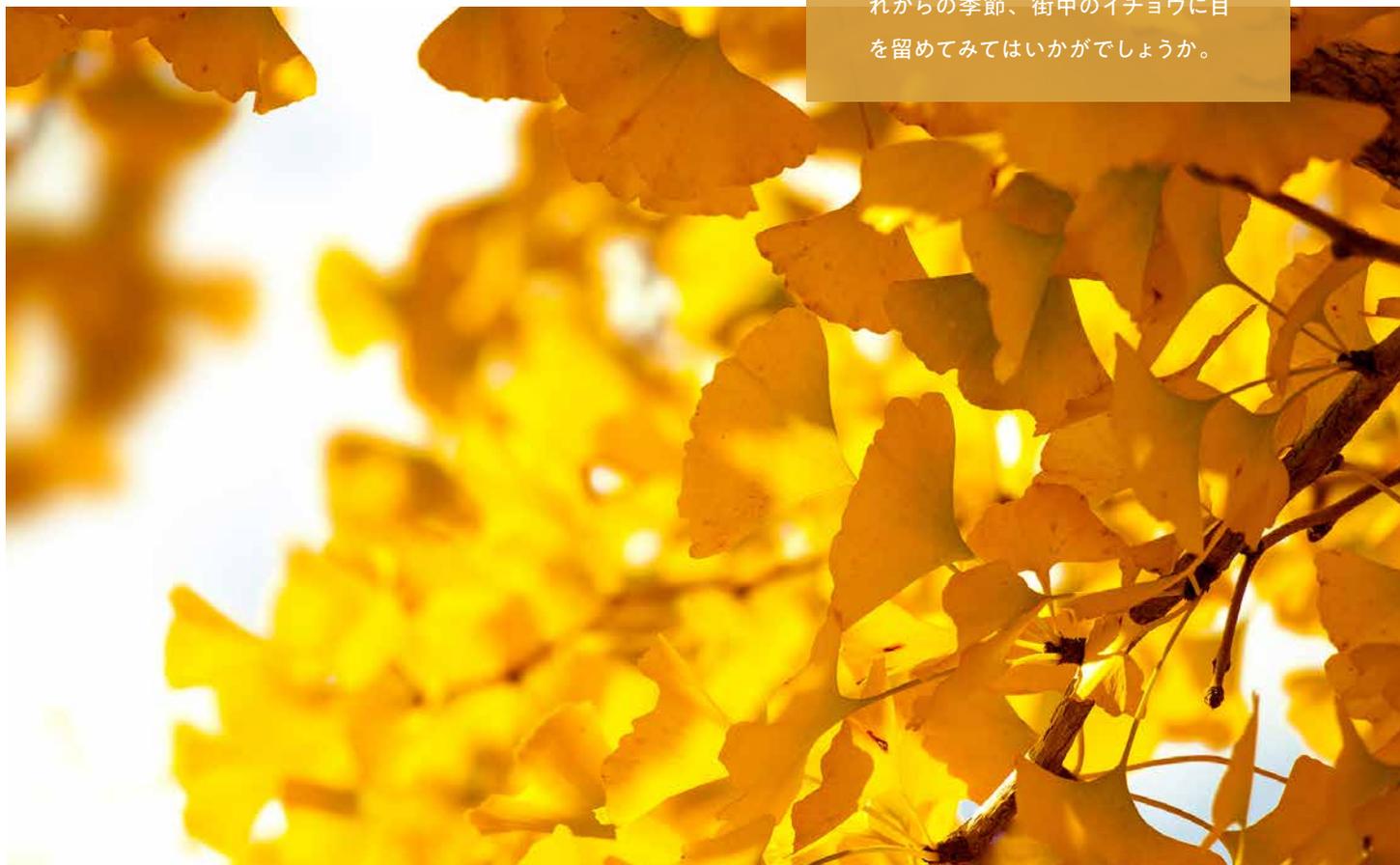
CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

イチョウは 「生きた化石」

紅葉の美しい季節となりました。紅葉の美しい樹木としてイチョウが挙げられますが、イチョウは「生きた化石」と呼ばれるほど古代から生息しているそうです。太古の世界では世界中でたくさんの種類が分布していたと考えられていますが、様々な気候変更を経て、現在では中国でただ一種しか現存しておらず、その姿をほぼ変えていません。日本へ伝来したのは諸説ありますが、鎌倉時代といわれており、古より日本人に愛されてきた樹木です。現在では街路樹や公園によく植えられており、身近な存在となっておりますが、木々が色を染めるこれからの季節、街中のイチョウに目を留めてみてはいかがでしょうか。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



インボイスについてのケース別対応方法②

いよいよ令和5年10月より**適格請求書等保存方式(インボイス制度)**がスタートしました。インボイス制度スタートという事で、前回に引き続き、個別ケースに応じたインボイスの対応方法について解説致します。

※消費税インボイス制度がスタートすると、買手側は、売手側(適格請求書発行事業者)が発行した**インボイスを保存しないと、原則、仕入税額控除ができなくなります。**

1 ETCを利用した場合は…

「ETCクレジットカード」等で高速道路のETCカードを通過した場合は、高速道路会社が運営するWeb上の「ETC利用照会サービス」から「利用証明書」をダウンロードし、電子簡易インボイスとして保存することになります。

2 インボイスが発行されない個人飲食店等(免税事業者)から領収書を受け取ったら…

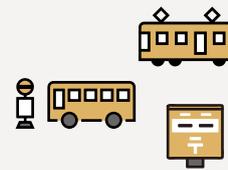
領収書に「インボイスではない」旨を記載した付箋をつけて経理処理に回しましょう。



3 インボイスの交付を受けることが困難な取引の場合の対応

売手からインボイスを受け取ることが困難な右の取引について、買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- 3万円未満の公共交通機関(鉄道・バス・船舶)の運賃
- 3万円未満の自動販売機での購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス(ポスト差出に限る)
- 従業員に支給する出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当
- 簡易インボイスの記載事項を満たす入場券等(使用時に回収されるもの)



4 仕入インボイス受け取ったら…

仕入インボイスを受け取ったらすぐに右の事を行う習慣を身につけておきましょう。

- 1 取引先が適格請求書発行事業者であるか確認
※国税庁HPから検索
- 2 取引先から受け取った請求書、レシート等がインボイスの要件を満たしているか確認
※不備があれば再発行を依頼
- 3 インボイスを適切に保存
 - 1 紙のまま保存
 - 2 スキャンして電子保存
 - 3 メールで送られてきたPDFを保存

MUKAI NEWS!

2024年 経営方針発表会

むかいアドバイザーグループの石井です。例年以上に過酷な夏が終わりを迎え、ようやく過ごしやす日々になってきましたね。先日、2024年経営方針発表会が行われました。経営理念、行動指針の読み合わせから始まり、代表の向より昨年の実績や今年の目標が発表されました。経営理念や行動指針の読み合わせでは、「日々きちんとできているかな?」と振り返りの時間となりました。また、場をお借りして私も一年の心意気の発表をさせて頂いております。これから控えているBIGイベントの発表もあり、盛り上がりました。また1年前イベントも楽しみつつ前向きに励んでいきたいと思っております。



むーマンの相続相談室

テーマ：相続放棄しても受け取れるもの

お悩み
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けってもらっている。

Question

私の父には借金があるため、父が亡くなった際には相続放棄しようと思っています。しかし、父からは、私が受取人になっている生命保険金があるとされています。父が亡くなり私が相続放棄した場合でも、この生命保険金は受け取ることができるのでしょうか？



太郎さん



むーマン

相続放棄をしても、Aさんが受取人になっている生命保険金は受け取ることができます。これは、生命保険金は、本人（亡くなった方）の財産ではなく、受取人固有の財産と考えるためです。一方、本人（亡くなった方）が受取人になっている入院保険金などは受け取ることができません。相続放棄した場合に受け取れるもの、受け取れないものとして間違えやすいものがありますが、以下のように分けることができます。

受け取れるもの

以下のような、「本人が亡くなったことにより遺族に対して支払われる」お金は、遺族の方の固有の財産となるため相続放棄しても受け取ることができます。

- 生命保険金
- 国民健康保険、健康保険組合等からの葬祭費・埋葬料
- 遺族年金、死亡一時金
- 未支給年金

遺族の
固有の財産
となるもの

受け取れないもの

以下のような「生きていれば本人が受け取るはずであった」お金は、亡くなった方の財産であり、受け取ってしまうと「相続した」ことになるので相続放棄をする場合は、受け取ってはけません。

- 本人（亡くなった方）が受取人となっている入院保険や傷病保険の保険金
- 一括払いをしていたが、亡くなったことにより払いすぎとなっていた税金・年金・保険料等の還付金

受け取ると
「相続した」
ことになる

また、通常、相続放棄をすると、被相続人の債務（借金等）を支払う必要は一切ありませんので、滞納していた公共料金などの支払義務も負わないことになります。しかし、「相続人が被相続人の配偶者である場合」には、被相続人の債務が「日常家事債務」（日常的な衣食住にかかる費用、水道光熱費など）に該当するときは支払義務が残ることになるので注意が必要です。お悩みの際は、専門家へご相談ください。

むーマン
から一言!

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「ものの道理」

人間、落ち着きを失うと、他人の庭の花が赤く見え、まじめにやっているのは自分だけ、人は皆ぬれ手でアワ、ラクをしながらポロイことをやっているように思えてくる。だから自分も何か一つと思いがちだが、そうは世間がゆるさない。この世の中に、決してポロイことやラクなことはないのである。あるように見えるのは、それはこちらの心の迷いで、本当は、みな、地道に積み重ねてきた着実な成果が表している。だから、努力もせずにぬれ手でアワをやっても、それは虫がよすぎる。一時はそれで過ごせても、決して長続きはしない。これがものの道理。この道理を外れた望みを持つのは、それこそ欲が深い。欲が深いは失敗のもと。ものの道理に適した道を、あゆんでゆきたい。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者/税理士・行政書士 向 智大

代表者/税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています